

公益財団法人徳島県文化振興財団 文化事業振興補助金（補助事業）

【令和7年度事業】ご案内

公益財団法人徳島県文化振興財団は、優れた芸術文化を鑑賞する機会の提供等を行うとともに、県民の幅広い文化活動を支援するため、各種の文化事業を助成します。徳島県内の幅広い文化活動の振興を図るため、県民が行う文化活動に対し、予算の範囲内で文化事業振興補助金を交付します。

補助金の対象となる事業の実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

応募要件

補助金の対象者（下記の要件をすべて満たす文化団体又は個人）	補助金の対象となる事業
<ul style="list-style-type: none">徳島県内に住所又は活動の本拠地を有すること団体にあっては、一定の規約を有し、かつ、代表者及び所在地が明らかであること明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること一定の活動実績があること又は事業が完遂できると認められること暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第2号に規定する暴力団）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号に規定する暴力団員）が文化活動に関与していないこと	<ul style="list-style-type: none">アマチュアの文化団体等が行う、演奏会等の舞台芸術公演（学校、企業、事務所、職能団体及びこれに準じる団体の活動は除く）アマチュアの文化団体等が行う、美術・書道等の展覧会（個展、会員展等を除く。ただし、徳島県の文化振興上特に必要と認める事業についてはこの限りではない）市町村の区域を越えて、幅広く広域から投稿を求めた文化関係刊行物の発行各種文化関係者・文化団体等の育成事業その他、徳島県の文化振興上、特に必要と認められる事業 <p>※対象事業の詳細については補助事業助成要綱の7ページをご確認ください。</p>

※1団体につき、申請できる事業は1事業です（複数の事業は申請できません）。

補助金の額

- 補助金の額は、当該事業の補助対象経費の総額から当該事業実施に伴う入場料収入を控除した額の2分の1（補助率）以内とし、上限は100万円です。

※入場料収入を除いた自己収入額（他の助成金、協賛金、出品料など参加料に類するもの等）が補助対象経費の2分の1を超える場合には、補助対象経費から自己収入額を控除した額を限度とします。

- 補助金は原則として当該事業が終了し、規定の報告書を提出していただいた後に交付します。
- 補助金の額や対象経費、対象外経費については補助事業助成要綱の8・9ページをご確認ください。

※注意※ 最終的に支出額が申請時よりも減ったとき、交付決定の内容に違反したとき、内容に虚偽があることが判明したとき、活動の実施・完了が困難であると判断されたときなどは補助金を減額、取り消し、又は返還していただく場合があります。

（※裏面に続く）

↓↓↓ 申し込み手続きについて ↓↓↓

申し込み 受付期間	令和6年11月11日（月）～ 令和6年12月15日（日）必着 ※持参の場合、最終日は17時00分までの受付となります。
申し込み 方法	規定の申し込み書類を用い、（公財）徳島県文化振興財団まで郵送または持参してください。 メール、ファクシミリ等での申し込みはできません。
申し込み に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ●補助事業申請書（様式第1号） ●事業計画書（様式第2号） ●収支予算見込書（様式第3号） ●団体概要書（様式第4号） ●その他参考となる資料 <p>・様式第1号～4号は公益財団法人徳島県文化振興財団が管理運営しているあわぎんホールのホームページからダウンロードしていただけます。</p> <p>・申し込み書類は返却いたしませんので、必要な場合はコピーをとっておいてください。</p> <p>・詳しくは「公益財団法人徳島県文化振興財団文化事業振興補助金 補助事業助成要綱」をご確認ください。</p>
交付内定 までの流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・選考委員の評価を経て、補助する活動を10件程度および補助する金額を内定します。 ・結果は令和7年3月頃に郵送で通知する予定です。

↓↓↓ 内定後の手続きについて ↓↓↓

から 事業 実施 まで 申請 の手 続き （交 付決 定）	<ul style="list-style-type: none"> ・内定者が内定を受諾した場合は、規定の補助金交付申請書類を提出してください。申請書類の内容を審査し、補助する活動および金額を決定します。 ・補助金の交付を受ける団体は、その旨をポスター、チラシ等の印刷物に明記してください。 （例） 助成：（公財）徳島県文化振興財団 文化振興基金 ・決定後にやむを得ず事業内容（開催日、会場、演目等）を変更・中止する場合は、規定の事業変更承認申請書もしくは事業中止承認申請書を提出してください。ただし、軽微な内容変更はその必要はありません。
金 交 付 ま で 事 業 実 施 終 了 か ら 補 助	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の完了した日から30日以内（当該年度の3月中に事業が完了した場合は翌年度の4月10日まで）に規定の実績報告書類を提出してください。 ・補助事業実績報告書に基づき、補助金額を確定します。補助金交付確定書を受取後10日以内に規定の請求書をご送付ください。請求書を受け取った後、指定口座にお振込みいたします。 ・事業にかかった関係書類や経費の領収書等はすべて当該事業の終了の翌年度から起算して5年間保管してください。

※内定後の手続きについては、内定者に内定通知をする際に「事業実施の留意事項」も同封します。

手続きの詳細は「公益財団法人徳島県文化振興財団文化事業振興補助金 補助事業助成要綱」をご確認ください。

【お問い合わせ・書類送付先】

〒770-0835 徳島市藍場町2丁目14 （公財）徳島県文化振興財団 文化事業振興補助金 係

TEL: 088-622-8121 FAX: 088-622-8123 E-mail: jigyo@kyoubun.or.jp HP: <https://www.kyoubun.or.jp/>

（TELによる受付: 8:30～17:30）